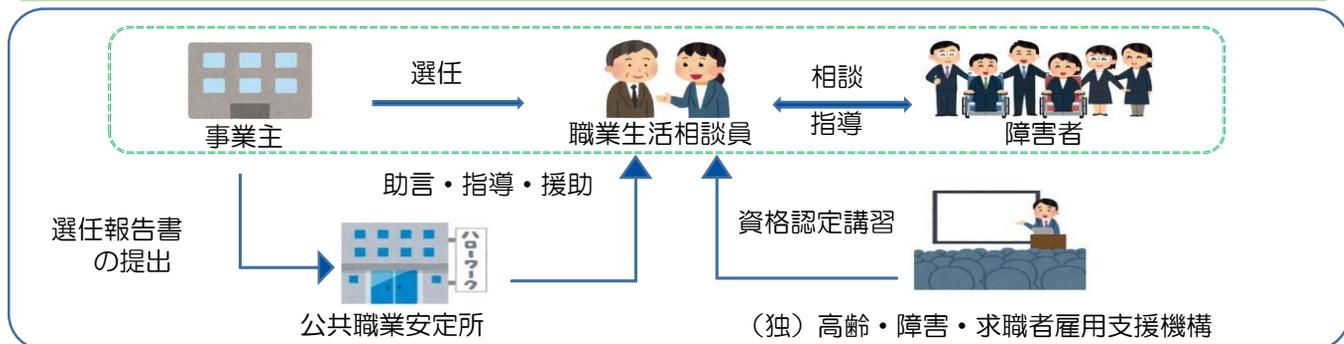


令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、**民間企業等で**障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施しています。
(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者職業生活相談員のしくみ



講習日時及び会場

オンライン配信は3日間、集合形式は2日間の受講で「修了書」を交付します。

形式	日時	時間	場所
オンライン (※1)	10月21日(月)~23日(水)	21日 12:30~16:55 22日 12:30~16:35 23日 10:30~16:30	所属事務所
集合形式	11月28日(木)~29日(金)	9:00~17:00	ポリテクセンター徳島

オンライン配信を受講された方(※2)
グループワーク【任意受講】11月29日(金)15:20~16:20(場所:ポリテクセンター徳島)

※1 オンライン講習について、インターネット環境等は、各自でご準備ください。

※2 オンライン受講の方のグループワークは任意受講ですが、可能な限りご参加ください。

受講対象者

徳島支部では、障害者を3人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方及びこれに準ずる方を対象としています。

受講費用

受講料は無料です。受講者には、テキスト、その他資料を無償で提供いたします。

申込方法

当機構ホームページをご確認の上、徳島支部(高齢・障害者業務課)へ、所定の様式にてメールまたは郵送にてお申込みください。

申込締切 令和6年9月6日(金)消印有効

【申込先】

〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部 高齢・障害者業務課

TEL:088-611-2388 E-mail:tokushima-kosyo@jeed.go.jp

受講決定等

令和6年9月中旬ごろに受講可否について書面にて通知します。

※申込多数の場合は、法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受講者を決定するため、ご希望に添えないことがございます。ご了承ください。

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。

障害者職業生活相談員資格認定講習とは

【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

【講習内容】①～⑭は講義が中心です。

① 総論（障害者雇用の理念）	⑩ 労務管理	※任意受講科目の受講は資格取得の要件ではありません。 ※希望者を対象とし、いずれかを実施
② 障害者の雇用の現状と課題	⑪ 人間関係管理と生活指導	
③ 関係行政機関と障害者対策	⑫ カウンセリング	
④ 障害者職業生活相談員	⑬ 職場適応の向上	
⑤ 障害者の心理、障害特性	⑭ 障害別にみた雇用の実際	
⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用	⑮ [任意受講科目]	
⑦ 採用、配置	・事業所見学	
⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練	・支援機関見学	
⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備	・意見交換会	

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

障害者職業生活相談員の職務

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部高齢障害者業務課
 〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階
 TEL:088-611-2388 Email:tokushima-kosyo@jeed.go.jp



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)
 徳島支部 高齢・障害者業務課